

# 工事現場等における施工体制の点検要領

## 1 目的

公共工事の品質を確保し、工事目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保する為に監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、主任技術者及び監理技術者の専任制や現場代理人の常駐等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、宮城県が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資するものとする。

## 2 基本事項

### 1) 技術者等の設置

#### 一 主任技術者と監理技術者

- ① 建設業法における技術者制度とその資格要件については表－1及び表－2に示すとおりであり、建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。
- ② 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円。）以上を下請契約して工事を施工するときは主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。
- ③ 請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の場合には、現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

表－1 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式・建築一式・舗装工事業・電気工事業 管工事業・造園工事業・鋼構造物工事業			その他（左以外の22業種）		
建設業の許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特定認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,500万円*以上	4,500万円*未満	4,500万円*以上は契約できない	4,500万円*以上	4,500万円*未満	4,500万円*以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある施設若しくは工作物、又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって請負金額が4,000万円以上**の工事に必要（個人住宅を除くほとんどの工事）					
	監理技術者資格証の必要性	必要	必要ない		必要	必要ない	

\* 建築一式工事の場合は7,000万円以上

\*\* 建築一式工事の場合は8,000万円以上

表－２ 主任技術者・監理技術者の資格要件

		資 格 要 件
主任技術者	指定学科を卒業後	(1) 指定学科を卒業後 ① 高等学校 5年以上 ② 専修学校 5年以上 ③ 大学（短大、高専も含む）3年以上 の実務経験を有するもの
		(2) 10年以上の実務経験を有するもの (3) 1級・2級の国家資格等を有するもの (4) 1級技士補の資格を有するもので、かつ3年以上の実務経験を有するもの (5) 2級技士補の資格を有するもので、かつ5年以上の実務経験を有するもの
監理技術者	指定建設業以外	以下のもので監理技術者資格証及び監理技術者講習を修了したもの (1) 1級施工管理技士等の国家資格者 (2) 主任技術者の要件のいずれかに該当するものうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上のもので、2年以上指導監督的な実務経験を有するもの (3) (1)又は(2)と同等以上と認められるもの
	指定建設業	以下のもので監理技術者資格証及び監理技術者講習を修了したもの (1) 1級施工管理技士等の国家資格者（下表参照） (2) 国土交通大臣特別認定者

	土 木	建 築	管工事	鋼構造物	舗 装	電 気	造 園
1級建設機械施工技士	◎				◎		
1級土木施工管理技士	◎			◎	◎		
1級建築施工管理技士		◎		◎			
1級管工事施工管理技士			◎				
1級電気工事施工管理技士						◎	
1級造園施工管理技士							◎
1級建築士		◎		◎			
技術士（部門により異なる）	◎		◎	◎	◎	◎	◎

## 二 専門技術者

- ① 土木工事業や建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するものを工事現場に置かなければならない。
- ② 前号において、主任技術者の資格を有するものを工事現場に置くことができない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければならない。
- ③ 第一号の規定は、建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合にも準用するものとする。

## 三 現場代理人

現場代理人は、現場において請負人の任務の代行をする者のことをいい、工事契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締まりを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事請負契約書第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

#### 四 技術者等の兼務

現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は、相互に兼ねることができる。

#### 五 専任と常駐

専任とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者若しくは営業所の専任技術者との兼任を認めないことであり、原則として現場に常駐する事が求められているが、発注者との打ち合わせ等のために現場を離れるといった当該工事に専念する状態も含んでいる。ただし、工事現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制にあることが必要である。

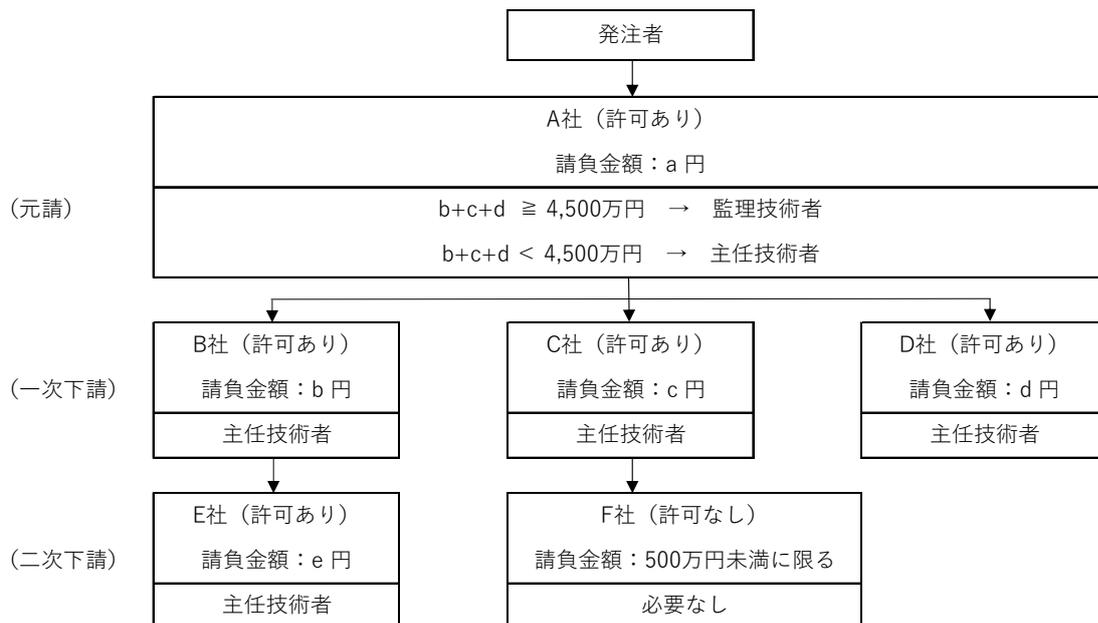
#### 2) 下請契約

一 「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、建設業法でいう下請契約に該当しない。

「建設業を営む者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む「建設業者」の他、許可を受けずに建設業を営むことができる者及び無許可業者を総称している。

二 建設業者が建設機械等をリース会社からオペレーター付きでリース契約する場合で、かつ、当該建設機械による作業内容が建設工事であるときは、労働者派遣法で禁止されている建設業務への人材派遣と見なされることから、当該建設業者とリース会社等との間で下請契約を締結するよう指導しなければならない。

ただし、リース会社等が建設業者でない場合には、500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請契約を締結することはできない。



※1 図中、「許可あり」「許可なし」は建設業許可の有無を表す。

※2 下請金額が4,000万円以上の場合、下請負人の主任技術者は専任である。

図-1 技術者の設置事例

### 3 適用対象

点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行うこととする。

## 4 点検の基本

### 1) 点検事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年11月27日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、工事執行者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

### 2) 点検の時期

点検の時期は、各点検事項に応じ別紙－5「監督員のための現場チェックポイント（施工体制チェック）」に記載している実施時期を参考に行うものとする。

### 3) 点検結果の整理

点検結果については別紙－5「監督員のための現場チェックポイント（施工体制チェック）」を参考にとりまとめ、請負者への指示事項がある場合には、文書により適切に指示を行うこと。

### 4) 工事成績への反映

一 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて県工事検査規程（昭和39年訓令甲第6号）の工事成績調書に適切に反映すること。

二 各建設業者の工事成績調書の総合点は、工事管理システムにより統計処理され、その結果を入札参加登録等に反映させることから、総合点が判明した段階で速やかに工事管理システムに入力すること。

### 5) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、工事執行者は土木部事業管理課にその事実を報告し、報告を受けた土木部事業管理課は内容を確認の上、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し通知すること。

一 建設業法第28条第1項各号のいずれかに該当すること。

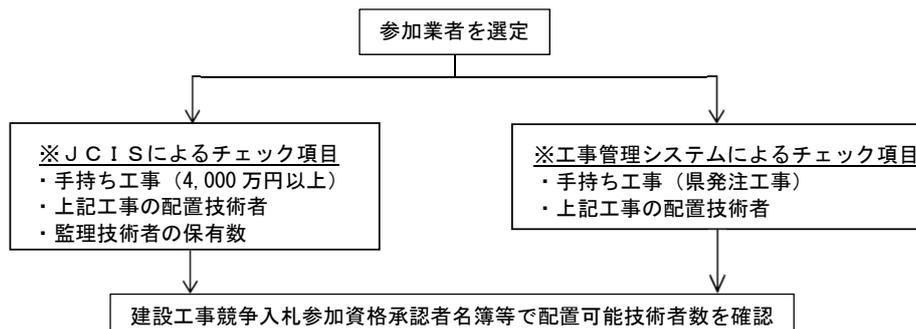
二 適正化法第13条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したと。

## 5 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等

### 1) 入札前における確認

#### 一 指名競争入札

指名業者を選定する際には、発注者支援データベースシステム（以下「J C I S」という。）や工事管理システムを活用して、公共工事の受注状況、従事技術者状況をチェックし、配置可能な技術者を確認すること。



図－2 指名競争入札における入札前技術者チェック

二 一般競争入札

入札日前日における配置技術者要件を入札参加条件に明示するため、入札前における監理技術者等の専任制の確認等は原則として行わない。

2) 入札後、契約前における確認

- 一 落札者から提出された配置技術者届出書等に基づき、直ちに届出のあった配置予定の監理技術者等が入札参加条件に適合しているかについて確認するとともに、J C I S及び工事管理システムを用い配置予定の監理技術者等の所属と重複状況について確認すること。
- 二 J C I S及び工事管理システムで確認ができない場合は、健康保険証等により監理技術者等の所属の確認をするとともに、相手方に届出の内容について電話、面接等で確認すること。

表-3 雇用関係を確認するための書類

内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
源泉徴収票	所得税法		建設業者	給与の支払をする者は、所得税を源泉徴収し源泉徴収票を支払を受ける者に交付する義務がある。
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
国家資格者等及び監理技術者一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術職員名簿	建設業法		建設業者	経営事項審査申請書の別表

三 監理技術者等の重複の確認は、他の工事における重複状況の他、営業所に置かれる技術者との重複状況についても確認すること。

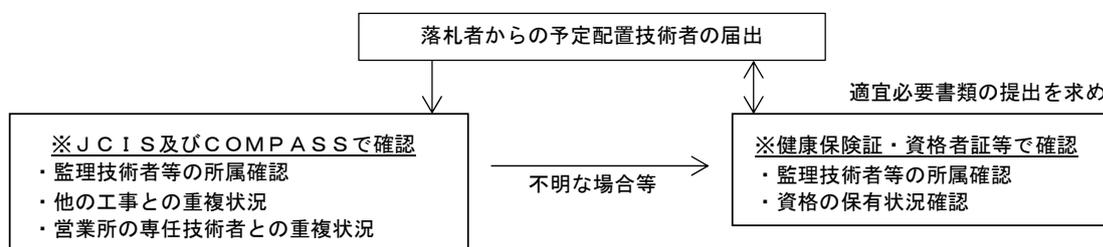


図-3 入札後、契約前技術者チェック

四 建設業法第7条第1項第2号により規定されている営業所に置かれる技術者が、主任技術者又は監理技術者と兼任できるかどうかについては、当該営業所が直接請け負った工事であり、建設業法第26条第3項に規定する「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事」には該当しない工事であり、営業所と工事現場との距離等を考慮して、営業所における取引に

関する業務と工事現場における工事の施工管理業務を、それぞれ実質的に行うことができる場合に限られる。

なお、営業所に置かれる技術者と現場代理人とは兼任できない。

### 3) 契約後における確認

- 一 共通仕様書 1-1-5 の規定により契約後 10 日以内に（財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）へCORINSの登録を行うことが義務づけられているので、請負者が「CORINS入力システム」に基づき作成した「工事実績情報」の内容を監督員が確認し、CORINS登録後、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しの提出を受けること。
- 二 請負金額 4,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）の契約工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事のCORINS登録後、JACIC-CE 協議会より監理技術者の重複、所属及び資格者証保持のチェックによる疑義情報が提供されるので確認すること。



図-4 契約後における技術者チェック

三 監理技術者としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報の提供を受けた工事について、他工事の工事執行者と連絡、情報交換を行うとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。

四 契約期間中であっても、以下の場合については、監理技術者等の専任配置を要しない。

- ① 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間
  - ・ 工事の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合
  - ・ 工事を全面的に一時中止している場合、その他これに類する場合
  - ・ フレックス工事における契約開始日から工事開始日までの期間

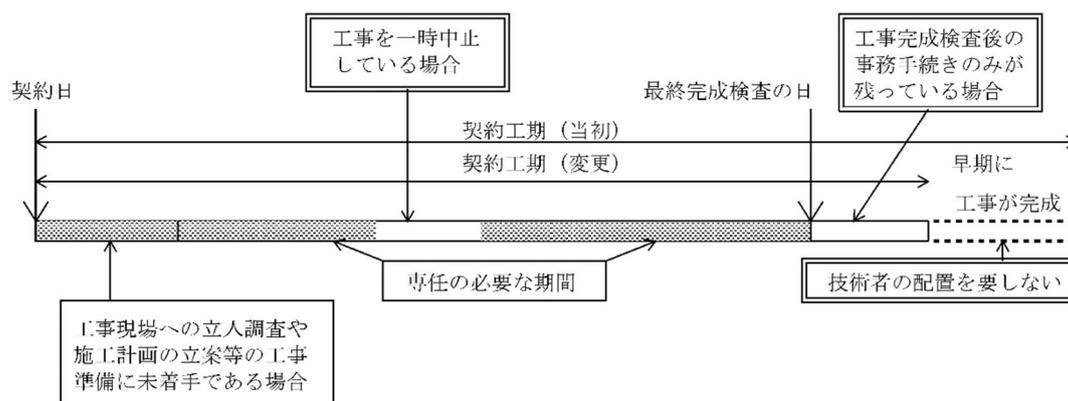


図-5 監理技術者等の専任配置期間その1

② 工場製作のみが稼働している期間

- ・ 橋梁工事等に含まれる工場製作過程が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制

のもとで行われる場合

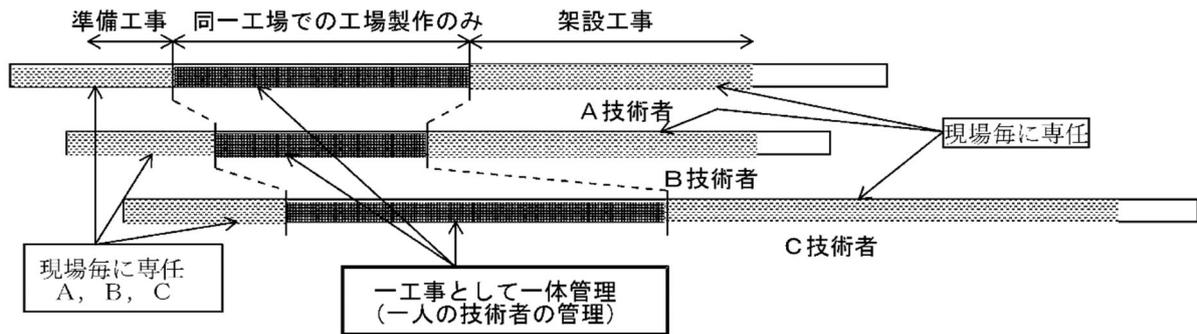


図-6 監理技術者等の専任配置期間その2

五 工事執行者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り、これを一の工事として、当該建設業者が設置する同一の専任の主任技術者又は監理技術者が当該工事全体を管理することができるものとする。

この場合、現場代理人についても常駐の特例として兼任を認めることができるものとする。

六 密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、以下の各条件を満足し、かつ、工事執行者が認めた場合に限り、特例として同一の専任の主任技術者が管理することができるものとする。

ただし、この特例は監理技術者及び現場代理人には適用されない。

①同一の主任技術者が二以上の工事を施工管理することが適正な施工の確保上望ましい場合

②当初予期し得なかつた事情の変化等により発注された二以上の工事の場合

#### 4) 不適切な点があつた場合の措置

監理技術者等の確認において不適切な点があつた場合には、建設工事執行規則（昭和39年規則第9号）第16第1項の規定に基づく入札の無効、又は工事請負契約書第51条第1項第4号の規定に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

## 6 現場における施工体制の把握

### 1) 監理技術者等の確認

#### 一 監理技術者と主任技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならないので、下請契約の請負代金額の総額には常に注意を要する。

#### 二 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第11条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

なお、監理技術者資格者証の記載事項に変更があつた場合は、30日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならないので、確認の際に注意を要する。

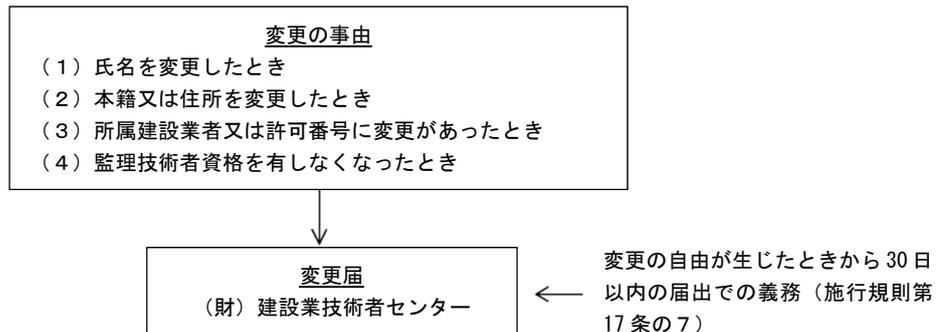


図-7 監理技術者資格者証の記載事項の変更

### 三 身分証明書等による確認

監理技術者資格者証を有しない主任技術者にあつては、身分証明書（運転免許証等）の提示を受けることにより、確認を行うこと。

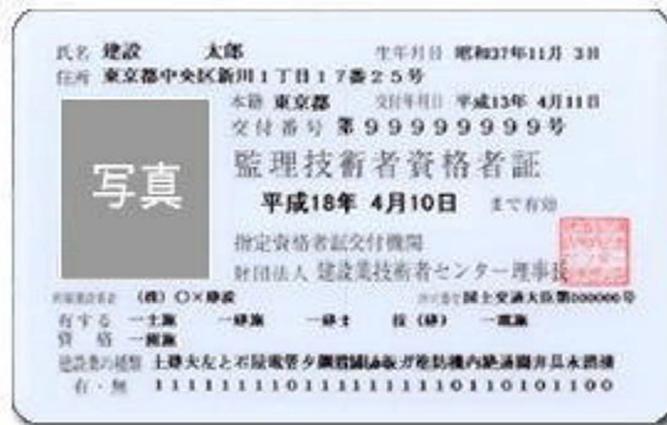


図-8 監理技術者資格者証の様式

### 2) 現場の常駐状況の点検

- 一 現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。
- 二 夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあつては、その選任状況、連絡体制を把握する。

### 三 共同企業体（JV）における配置技術者の確認

#### ① 甲型共同企業体（共同施工方式）

- ・ 下請金額の合計が 4,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）の場合、全ての構成員が主任技術者（国家資格者）を配置しているか確認すること。
- ・ 下請金額の合計が 4,500 万円以上（建築一式は 7,000 万円以上）の場合、構成員の中の 1 社（通常は代表者）が監理技術者を配置（その他の構成員は主任技術者）しているか確認すること。
- ・ 発注者から請け負った建設工事の合計金額が 4,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）の場合は、配置技術者全員が当該工事に専任しているか確認すること。

#### ② 乙型共同企業体（分担施工方式）

- ・ 下請金額の合計が 4,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）の場合、全ての構成員が主任技術者（国家資格者）を配置しているか確認すること。
- ・ 下請金額の合計が 4,500 万円以上（建築一式は 7,000 万円以上）の場合かつ、当該分担工事に係る構成員が 4,500 万円以上（建築一式は 7,000 万円以上）の工事を請け負う場合には、監理技術者を

配置しているか確認すること。

- ・発注者から請け負った建設工事の合計金額が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）の場合は、配置技術者全員が当該工事に専任しているか確認すること。

甲型JV（共同施工方式）	乙型JV（分担施工方式）
構成員が各々、あらかじめ定めた出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、構成員が一体となって工事を施工する方法	共同企業体が請け負った工事を、あらかじめ各構成員で工区ごとに分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区について責任を持って施工する方法

**図 - 9 共同企業体の施工方法**

### 3) 施工体制の点検

全ての工事において、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項各号の規定に基づく下請指導責任者届、一部下請負承認願及び一部下請負確認書の提出が義務づけられており、また、同条同項第6号で、工事着手前には下請契約書確認書及び施工体系図の提出が義務づけられていることから、これら資料により、施工体制を確認すること。

### 4) 下請契約書の原本確認

監督職員等は、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱7条第2項第6号に基づく書類（下請契約書確認書、施工体系図及び下請契約書の写し等）の提出を受ける際に、下請契約書原本を確認し、下請契約書確認書に契約書原本確認年月日を記載、押印すること（提出された書面の内容に変更が生じた場合も同様とする）。

検査員は、検査時に、直接元請負人から提出され監督職員等が確認した書類について、確認すること。

### 5) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。



【下請負人に関する事項】													
会社名・事業者ID	白鳥産業株式会社 ○○○○○○○○○○○○○○○○												
代表者名	白鳥 真一												
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町987												
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工												
工期	自 令和 3年 11月 15日 至 令和 4年 3月 20日												
契約日	令和 3年 11月 14日												
建設業の許可	<table border="1"> <tr> <th>施工に必要な許可業種</th> <th>許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>とび・土工 鉄筋、大工</td> <td>大臣(特定)知事 第343434号</td> <td>令和 3年 2月 10日</td> </tr> <tr> <td>工業業</td> <td>大臣 特定知事 第 号</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	とび・土工 鉄筋、大工	大臣(特定)知事 第343434号	令和 3年 2月 10日	工業業	大臣 特定知事 第 号	令和 年 月 日			
施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日											
とび・土工 鉄筋、大工	大臣(特定)知事 第343434号	令和 3年 2月 10日											
工業業	大臣 特定知事 第 号	令和 年 月 日											
健康保険等の加入状況	<table border="1"> <tr> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> </tr> <tr> <td>加入 未加入 通用除外</td> <td>加入 未加入 通用除外</td> <td>加入 未加入 通用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> </tr> <tr> <td>事業所管理記号等</td> <td>〇〇健康保険番号</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> </table>	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 未加入 通用除外	加入 未加入 通用除外	加入 未加入 通用除外	事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	事業所管理記号等	〇〇健康保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
健康保険	厚生年金保険	雇用保険											
加入 未加入 通用除外	加入 未加入 通用除外	加入 未加入 通用除外											
事業所の名称	健康保険	厚生年金保険											
事業所管理記号等	〇〇健康保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇											
現場代理人名	白鳥 三郎												
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり												
主任技術者	専任 白鳥 五郎 非専任												
資格要件	一級建築施工管理技士												
安全衛生責任者名	松田 四郎												
安全衛生推進者名	松田 四郎												
雇用管理責任者名	尾島 五郎												
※専門技術者名													
資格要件													
担当工事内容													
主任技術者の資格を具体的に記入(※)	例) 二級土木施工管理技士(土木)、 実務経歴(指定学科3年・電気通信) 実務経歴(10年・機械器具設置)												
専門技術者の資格を具体的に記入(※)	例) 第一種電気工事士 実務経歴(指定学科3年・電気通信) 実務経歴(10年・機械器具設置)												

図-12 施工体制台帳様式例(その2)

注1)「様式例-2」は、施工に携わる全ての下請負人について記載しなければならない。

注2)「現場代理人」は、当該下請負人が現場代理人を工事現場に置く場合に記載するものであり、この場合、請負契約の的確な履行を確保するため、注文者に対する請負人の当該現場代理人としての権限及び意見申出方法を明確にしなければならない。

注3)主任技術者の配置状況である「専任・非専任」については、当該下請負人の請負金額が4,000万円以上の場合には専任が求められる。

注4)主任技術者の「資格内容」のうち、当該主任技術者が監理技術者の資格を有している場合には、当該資格を記載させるよう指導すること。

注5)労働安全衛生法第16条により、常時50人(ずい道工事、橋梁工事(一定の場所で行われるものに限る)、圧気工法による作業の場合は常時30人)以上の労働者が混在した工事現場で、統括安全衛生責任者を選任すべき直接元請負人以外の関係下請負人は、「安全衛生責任者」を選任しなければならない。なお、これに該当しない場合についても、当該下請負人に対して「安全衛生責任者」を選任するよう指導すること。

注6)労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する工事現場については、「安全衛生推進者」を選任しなければならない。なお、これに該当しない場合についても、当該下請負人に対して「安全衛生推進者」を選任するよう指導すること。

注7) 建設工事（建設労働者を雇用して行うものに限る。）を行う工事現場ごとに「雇用管理責任者」を選任しなければならない。

注8) 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載するが、監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

6) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

7) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、別に定める一括下請負に関する点検要領により点検すること。

8) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

建設業の許可			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監理技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事		
許可年月日			

← 35cm 以上 →

↑ 25cm 以上 ↓

※「資格名」の欄には、監理技術者の資格要件を満たす国家資格を記入すること。

なお、大臣認定者の資格名欄記入にあたっては、「国土交通大臣認定者（土木）」のように記入する。

( ) 内に記入するものが2つ以上の場合、（土木・舗装）のように記入する。

図-13 工事現場に掲げる標識の様式

9) 不適切な点があった場合の措置

現場における施工体制の確認において不適切な点があった場合には、工事請負契約書第51条第1項第4号の規定に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

7 その他

- 1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各工事執行者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、各地方機関において、工事現場の立入点検の実施や各工事執行者が保有する情報を相互に交換するなど、工事執行者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。
- 2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。

3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意すること。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

この要領に規定する事項に関する従前の通知等は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。